

読書コーナー

『知識ゼロからの西洋絵画入門』

山田五郎 著(幻冬舎)

15年前、美術鑑賞とは無縁の友人に是非興味をもって欲しいと思いい、この本を贈りました。

ルネサンス、印象主義、象徴主義、モダンアート34人の巨匠が紹介され、鑑賞のヒントから画家のプロフィールまで、基本がわかる内容となっています。ポツティチェリ、ダ・ヴィンチ、ミケランジェロ、レンブラント、フェルメール、マネ、ゴッホ、ゴーギャン…。何はともあれ、この34



人の巨匠の作品を観てみてください。これだ!と思う作品、なぜか惹かれてしまう作品に出会うはず。その絵を入り口として「西洋絵画」に興味をもっていたらと思います。一步進んで「観る眼」を養いたい方は、著者が唱える4箇条を実践してみてください。①実物をたくさん観る、②何事にもとらわれずに観る、③興味を持って調べてみる、④作品を買って飾ってみる。

「西洋絵画」に限らず、美術鑑賞にはさまざまな効果があると言われています。

想像力が磨かれる、心が癒される、表現力が豊かになる、直観力が鍛えられる、多様性を受け入れられるようになる等々。休日にはお近くの美術館へ出かけてみてはいかがでしょうか? (文責:平野)

Q & A コーナー 「どうしよう?」にお答えします!



私は会社で経理を担当しています。当社は現在、令和5年(2023年)10月1日から導入されるインボイス制度(消費税適格請求書等保存方式)に向けて、その発行の準備を進めています。そこでお聞きしたいのですが、インボイスに記載する消費税額に1円未満の端数が生じた場合、その端数処理方法は、切り上げ・切り捨て・四捨五入いずれの方法を採用できるのでしょうか。教えてください。

[回答] インボイスに記載する消費税額の端数処理については、切り上げ・切り捨て・四捨五入のどの方法でも採用することができます。

[解説]

1. インボイスの記載事項

インボイス制度では、事業者(登録を受けた適格請求書発行事業者)は、取引先(消費税課税事業者に限ります)から要求された場合には、インボイス(適格請求書)を交付しなければならぬと定められています。

その記載事項は、次のとおりです。

(インボイスの記載事項)

- ① 適格請求書発行事業者の氏名または名称
② 登録番号
③ 取引年月日
④ 取引内容(軽減税率対象品目である場合には、その旨)
⑤ 税抜取引価額または税込取引価額を税率区分ごとに合計した金額
⑥ 上記⑤に対する消費税額等および適用税率
⑦ インボイスの交付を受ける事業者の氏名または名称

2. インボイスに記載する消費税額の端数処理方法

インボイスに記載する消費税額の端数処理は、一のインボイスにつき、消費税率の異なるごとに、それぞれ1回ずつ行うこととされています(商品等の品目ごとに消費税額等を算出し、その端数処理を行うことは、認められていません)。

この端数処理の方法については、切り上げ・切り捨て・四捨五入のいずれの方法を採用するかは任意とされていますので、事業者ごとに端数処理の方法を選択し、その選択した端数処理方法によって端数処理を行うこととなります。(文責:荒川)



編集後記

熱中症がもっとも心配な季節になりました。皆様、お気をつけください。

かなた新聞

高橋税経グループ

かなた税理士法人

かなた税理士法人 Tel:027-361-5568

群馬M&Aセンター Tel:027-364-8040

相続手続支援センター群馬 Tel:027-363-5959

〒370-0006 群馬県高崎市問屋町4-7-8 高橋税経ビル FAX:027-361-9591 URL:http://www.takahashi.co.jp/ E-mail:info@takahashi.co.jp



所長挨拶

残暑の候、皆さまにはますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

山歩きが好きな私は、NHKのBSプレミアムで放映されている「にっぽん百名山」という番組を毎週楽しみにしています。

日本百名山とは、小説家である深田久弥氏が1964年に出版した「日本百名山」という本に載っている百の名山の事ですが、群馬県では赤城山や谷川岳、尾瀬の燧ヶ岳なども含まれ、私も今までに5座ほど登っています。

BSの「にっぽん百名山」は10年前に番組が始まった頃は、深田久弥氏の「日本百名山」から選んだ山を放映していましたが、ここ数年は深田久弥山に限らず日本中で愛されている山から独自に選んで放送しているようです。

今回ご紹介したい番組は、最近放映された「九州の霊峰・英彦山へ～修験の道“峰入り古道”」というテーマで、「日本三大修験道場」の一つと言われる英彦山を目指して、山中70キロの道のりを5日かけて歩くというものでした。

標高は1199mとそれほど高い山ではありませんが、4日目と5日目、いよいよ英彦山へと向かう山道は険しさを増し、岩場や鎖場の連続でまさに修験の道でした。

毎回異なる登山者が登場する番組ですが、今回は百名山を

含む日本3百名山をすべて踏破した、あの有名なプロの登山家田中陽希さんが登場。

日焼けして真っ黒な顔と坊主頭、そして白い前歯がトレードマークのスピード登山家です。

そしてその田中氏を案内する3人目の案内人となったのが、地元で山伏修行をする修験者の方。

白衣を着て脚絆を巻き、地下足袋を履いて錫杖を手に持ち、ほら貝を携えている姿はまさしく山伏修験者ですが、顔を見ると普通の小太りの中年の男の人。

精悍そのものの田中陽希さんとは対照的で、本当にこの人が険しく長い道のりを案内できるのかと思うほどでした。

ところがこの山伏が「六根清浄! (ろっこんしょうじょう) 六根清浄!」という大きな掛け声とともに急坂を上り始めると、スピード登山家であるはずの田中陽希さんがついて行けない。

「どうしてそんなに大きな声を出しながら登れるのですか」と田中さんが尋ねると、「腹に力を入れているだけです」とそっけない答え。

さらに、どうしてこんな辛い修行を続けているのですかとの問いには、「特殊な力をつけて、人々を救うためです」と真顔で答えられ、初めて山伏修行の本質を知ったような気がして本当に頭が下がる思いでした。

今年の夏は特に厳しい暑さが続きます。

皆様には十分にご自愛いただき、お元気に毎日を過ごされませう心からお祈り申し上げます。

お客様各位

平素より大変お世話になっております。弊社では、新型コロナウイルス感染症に対する従業員の安全の確保を考え、毎月掲載しておりました、従業員の集合写真をお休みさせていただくことになりました。一日も早い新型コロナウイルス感染症の終息と、皆様のご健康を心よりお祈り申し上げます。

かなた税理士法人 情報発信委員会



- P1 所長挨拶・目次
P2・3 税務トピックス
P3 新入社員紹介
P3 将軍の日

- P4 読書感想文
P4 Q&Aコーナー
P4 編集後記

児童手当と扶養控除

6月13日に閣議決定された「こども未来戦略方針」には、2030年(令和12年)に向けた具体的な施策が掲げられています。ここに記載されている児童手当の拡充と扶養控除について確認します。

児童手当の拡充

今後3年間の集中的な取組として掲げられた「加速化プラン」の具体的な施策として、児童手当の拡充があります。現在の比較を表にすると、次のとおりです。

【児童手当】 (単位:万円、月額)

		現在	拡充案
0～2歳	第1、2子	1.5	1.5
	第3子以降		3
3歳～小学生	第1、2子	1	1
	第3子以降		3
中学生	第1、2子	1	1
	第3子以降		3
高校生*	第1、2子	-	1
	第3子以降		3
所得制限		あり	なし

■…拡充される部分
(※)18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある者

現在、主たる生計者の年収が一定額以上になると、支給額が減額または支給対象外となる所得制限について、これを撤廃して全員に減額なく給付することとし、支給期間について上表のとおり高校生まで延長する拡充案が示されています。

また、子が3人以上の世帯への経済的支援として、第3子以降の児童手当を3万円へ増額する案も掲げられています。

扶養控除との関係

この支給期間の延長に対して、次の一文が脚注に記載されています。

その際、中学生までの取扱いとのバランス等を踏まえ、高校生の扶養控除との関係をどう考えるか整理する

これは、こども手当(現在の児童手当)の創設に伴い、年少扶養親族(0～15歳)に対する扶養控除が平成22年度税制改正で廃止されたことを思い起こさせます。また、高校の実質無償化に伴い、16～18歳までの特定扶養控除の上乗せ部分が廃止されたのも同時期です。

これらが廃止されたことで一定の子育て世帯の負担増が問題視されていますが、同等の見直しが検討されようとしています。

【扶養控除(現在)】

扶養親族の年齢 (その年の12月31日 現在の年齢)	控除額	
	所得税	住民税
0～15歳	-	-
16～18歳	38	33
19～22歳	63	45
23～69歳	38	33
70歳以上	48(58)	38(45)

()内は同居老親等の場合の控除額

児童手当の拡充は、令和6年度中の実施が検討されるようですので、令和6年度税制改正で扶養控除が見直される可能性があります。

参考:内閣府HP「こども未来戦略方針(令和5年6月13日)」
<https://www.kantei.go.jp/jp/content/000129800.pdf> 他

新入社員紹介



齋藤 駿介

7月より入社いたしました、会計・税務部の齋藤駿介と申します。

前職では約7年間会計事務所勤務し、主に月次監査や決算業務を行ってまいりました。

趣味はゲームやドライブ、プロ野球観戦等・・・ズバリこれだという趣味は無いので、何か熱くなれる趣味を模索しています。

前職も会計事務所ではありませんでしたが、知識・経験共にまだまだ未熟であると日々痛感しております。一日でも早く皆様のお力になれるよう日々邁進してまいりますので、よろしくお願いいたします。



将軍の日(中期5カ年経営計画作成セミナー)

『将軍の日』とは

戦国時代、将軍が戦場から離れた陣営で、戦局を見据え戦略・戦術を立てたように、経営者が日常業務から離れ電話も来客もない環境で、将来を見据え経営計画を作るセミナーです。社長を将軍にみ立て、「将軍の日」と命名されました。

【受講料】

55,000円(税込)/名
2名様以降5,500円(税込)



お問い合わせ:かなた税理士法人
027-361-5568 担当:森平

先行経営Tasseiを行いませんか!

先行経営 Tassei とはズバリ「経営者の描く目標を達成させること!」です。そして目標を達成させるためには「経営計画」が必要です。経営計画を立てても実現しないのは、計画とズレたことを把握したあとの行動が伴っていないから。計画とのズレを毎月見定め、修正行動に移す。この一番実践できない「修正行動」の部分を実際に行っていくことが出来るのが「先行経営 Tassei」なのです。と同時に、経営者の意識や行動が明らかに変化します。

【料金】月額 55,000円(税込)から

